

# 2019 年度一般社団法人日本東洋医学会専門医制度委員会 「自己研鑽試験による資格更新得点の取得制度」受験要項

本制度は、遠隔地在住等の様々な理由により、資格更新のための点数が取得できない専門医及び認定医の方々に対して、1年につき1回を限度とし、「自己研鑽試験」を受験し合格することにより、更新点数10点(上限:専門医50点、認定医30点)を与えるものです。

## 受験資格

以下の要件を全て満たす方です。

- (1) 日本東洋医学会認定の専門医あるいは認定医であること。
- (2) 会費を完納している正会員であること。
- (3) 漢方医学的治療が有効であった5症例の臨床報告を記載要領に従い提出すること。なお、提出する症例は、過去の自己研鑽試験の受験や専門医もしくは認定医受験申請または資格更新申請の際に提出した症例及び次回更新申請の際に提出する症例と重複してはならない。
- (4) 別に送付する試験問題において、所定の成績を得ること。

## 申請書類の請求

受験される方は、自己研鑽試験書類請求と明記した用紙と郵便小為替1,000円を同封の上、申請に必要な書類を下記の専門医制度委員会事務局にご請求ください。

〒105-0022 東京都港区海岸 1-9-18 国際浜松町ビル 6F  
一般社団法人日本東洋医学会専門医制度委員会事務局

## 受験に必要な書類

下記(1)、(2)を送付いたします。不足しているものがあればご請求ください。(3)、(4)は各自ご用意ください。

(3)は学会WEBサイト <http://www.jsom.or.jp/medical/specialist/tetsuzuki.html> から様式(excelファイル)、記載要領及び記載例がダウンロードできます。

- (1) 受験申請書(様式第11号)
- (2) 試験問題と解答
- (3) 臨床報告5症例(様式第4号)の印刷物及びデータ
- (4) 審査料の郵便振替払込受領書のコピー(上記(1)の指定欄に貼付)

## 受験に必要な書類の提出と審査料等の送付

(1) 受験に必要な書類は、下記に書留郵便で提出してください。

〒105-0022 東京都港区海岸 1-9-18 国際浜松町ビル 6F  
一般社団法人日本東洋医学会専門医制度委員会

- (2) **出願手続き期間は、2019年10月1日から2020年3月10日(必着)までです。**
- (3) 審査料は 10,000円です。同封の郵便振込用紙にて、受験に必要な書類の提出前にお振込みください。
- (4) 可否通知と、専門医点数取得の通知は、受験に必要な書類が日本東洋医学会専門医制度委員会へ到着した1ヶ月以内に行います。

提出された書類および審査料等は、理由の如何に関わらず返却いたしません。

2019年7月

一般社団法人日本東洋医学会  
専門医制度委員会